

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況

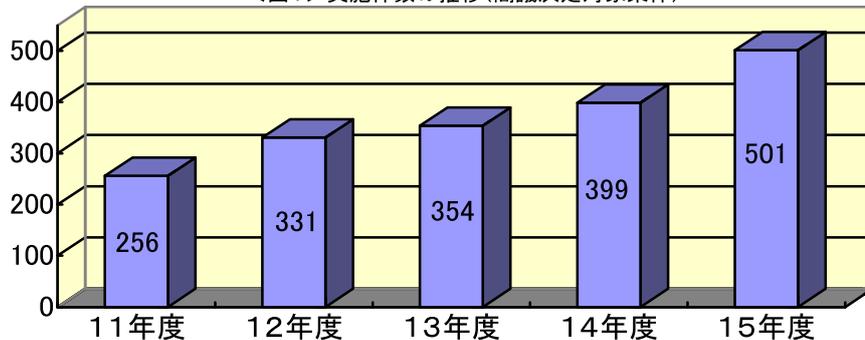
総務省は、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（いわゆる「パブリック・コメント手続」）に関し、平成 15 年度の各府省等における実施状況について、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定）及び「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）に基づき、調査を行い、その結果を取りまとめた。その結果は、以下のとおりである。

I 閣議決定対象案件：規制の設定又は改廃を伴う政令、府省令、告示等

1 実施件数

平成 15 年度、各府省等が、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定（資料 1 参照。以下「閣議決定」という。）の対象として意見提出手続を経て意思決定を行ったものの件数は、図 1 のとおり 501 件であり、14 年度比 102 件、25.6% 増となっている（各府省等別の実施件数については資料 2 参照）。

＜図 1＞実施件数の推移（閣議決定対象案件）



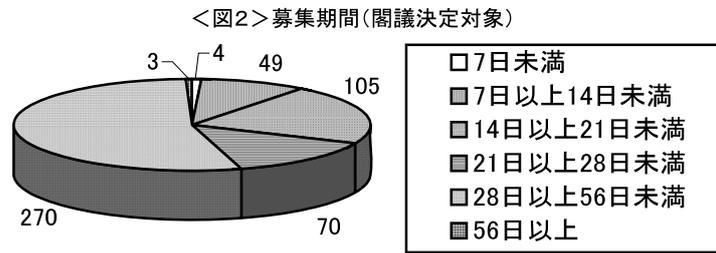
なお、閣議決定の対象であるが、軽微であること、迅速性・緊急性を要することを理由に意見提出手続を経ないで意思決定を行ったものが 18 件みられた。

2 意見・情報の募集手続の状況

(1) 募集期間

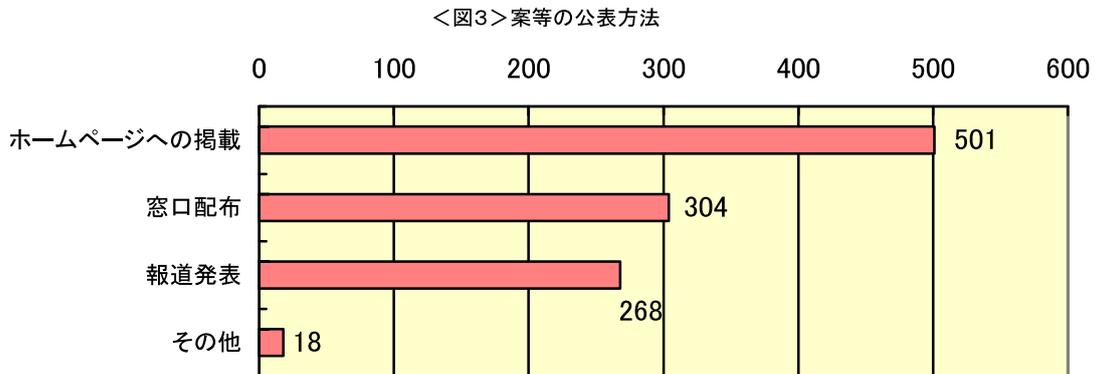
意見・情報の募集期間をみると、図 2 のとおり、「7 日未満」が 4 件（0.8%）、「7 日以上 14 日未満」が 49 件（9.8%）、「14 日以上 21 日未満」が 105 件（21.0%）、「21 日以上 28 日未満」が 70 件（14.0%）、「28 日以上 56 日未満」が 270 件（53.9%）

「56日以上」が3件（0.6%）となっている。



(2) 案等の公表方法

意見・情報を募集する際の案等の公表方法をみると、図3のとおり、「ホームページへの掲載」が501件（100%）、「窓口配布」が304件（60.7%）、「報道発表」が268件（53.5%）等となっており、すべての案件で各府省等のホームページを活用している（複数回答）。

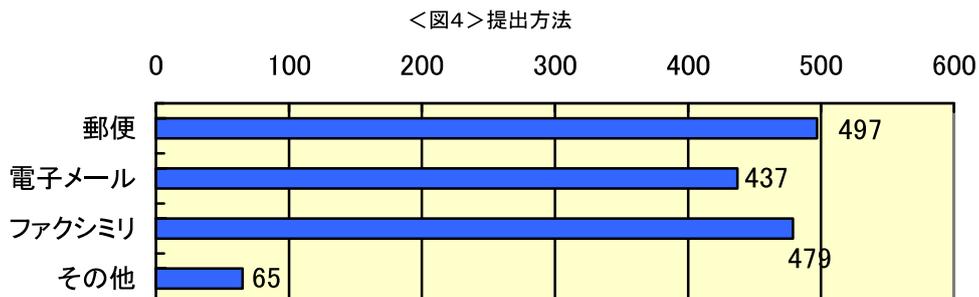


なお、意見・情報を募集する際に、特別に周知を実施したものは、140件（27.9%）となっている。

3 意見・情報の提出状況

(1) 提出方法

国民・事業者等からの意見・情報の提出方法をみると、図4のとおり「郵便」が497件（99.2%）、「電子メール」が437件（87.2%）、「ファクシミリ」が479件（95.6%）等となっている（複数回答）。

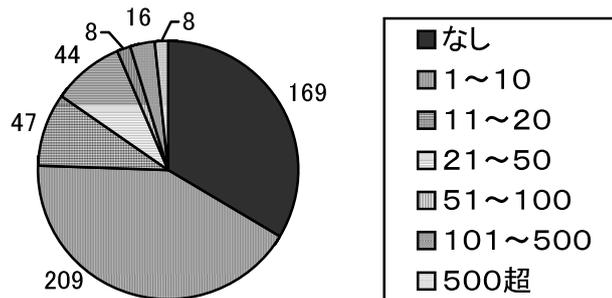


(2) 提出された意見・情報の件数

提出された意見・情報の件数をみると、図5のとおり「なし」が169件(33.7%)、「1～10」が209件(41.7%)、「11～20」が47件(9.4%)、「21～50」が44件(8.8%)、「51～100」が8件(1.6%)、「101～500」が16件(3.2%)、「500超」が8件(1.6%)となっている。

意見・情報が提出された案件は、合計332件と全体の66.3%（14年度比1.1ポイント減）を占めている。

<図5> 提出された意見・情報の件数(閣議決定対象)



(3) 公聴会の実施

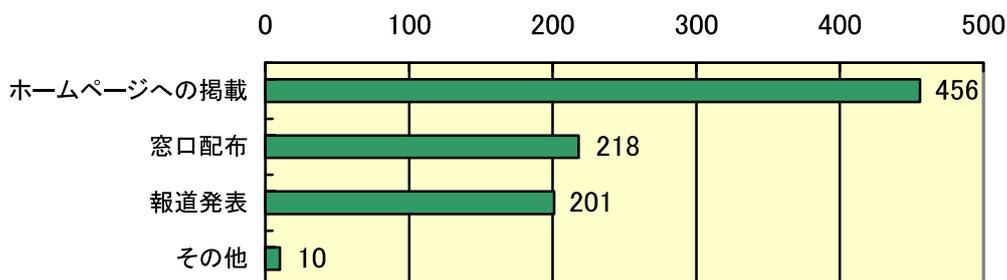
公聴会については、29件(5.8%)が実施している。

4 意見・情報の処理の状況

(1) 意見等募集結果の公表方法

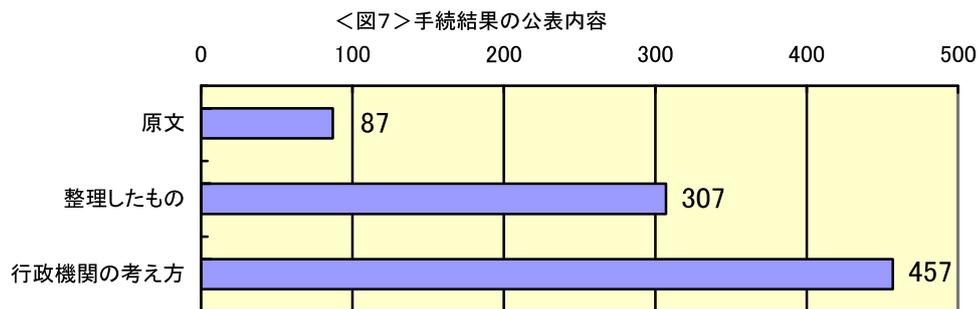
提出された意見・情報及びそれに対する行政機関の考え方の公表方法をみると、図6のとおり、「ホームページへの掲載」が456件(91.0%)、「窓口配布」が218件(43.5%)、「報道発表」が201件(40.1%)等となっており、案の公表と同様、各府省のホームページが公表方法として多用されている(複数回答)。

<図6> 手続結果の公表方法



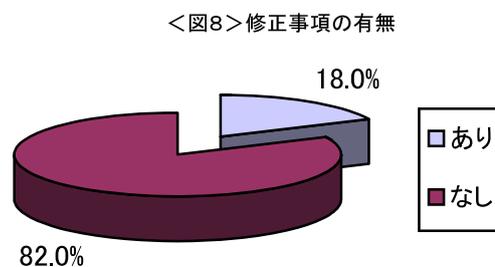
(2) 意見等募集結果の公表内容

公表した内容をみると、図7のとおり、「提出された意見(原文)」が87件(17.4%)、「提出された意見を整理したもの」が307件(61.3%)、「行政機関の考え方」(提出された意見・情報がなかった場合におけるその旨の表示を含む。)が457件(91.2%)となっている(複数回答)。



(3) 修正事項の有無

意見・情報の提出を受けて政省令等を修正した事項の有無をみると、図8のとおり、「修正事項あり」が90件であり、全体の18.0%を占めている（14年度比3.5ポイント増）。



5 閣議決定の遵守状況等

今回の対象案件の中には、次のとおり、閣議決定の趣旨に照らして適当でないと認められる事例がみられた。

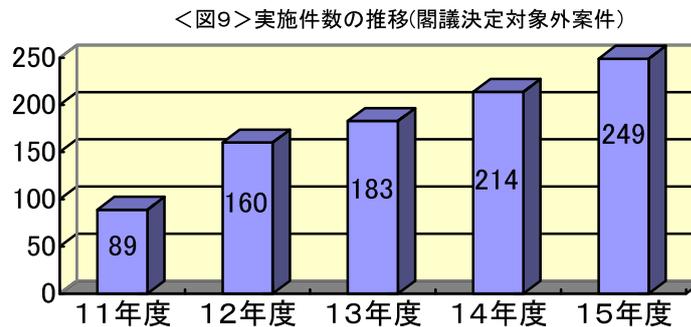
- ① 閣議決定では、「案等を公表した行政機関は、提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表する」とこととされているが、意見・情報が提出されたにもかかわらず、その意見等が公表されていないなど処理が適切でない例（17件（3.4%））
- ② 閣議決定の考え方（各省庁了解のものとして閣議において配布された閣議決定本文の注釈）では、「（提出された意見・情報及びこれに対する行政機関の考え方の）公表は、原則として、意思表示（政省令等の公表）の時点までに行う」とこととされているが、提出された意見・情報等の公表が意思表示後となっている例（51件（10.2%））

なお、意見・情報が提出されなかった案件について、その旨を公表しておらず、手続の完了をみていない例（27件（5.4%））がある。

Ⅱ 閣議決定対象外案件：（主な例） 審議会や研究会での検討結果

1 実施件数

閣議決定の対象外であるが、平成 15 年度、各府省等の判断により、閣議決定の定める手続に準じた手続を経て意思決定を行ったものの件数は、図 9 のとおり、249 件であり、14 年度比 35 件、16.4%増となっている（各府省等別の実施件数については資料 2 参照）。

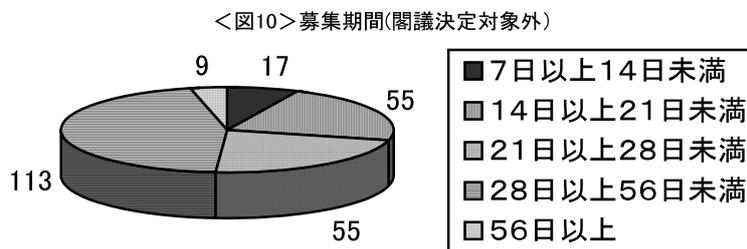


なお、対象外案件の主な例としては、審議会や研究会での検討結果、個別施策の基本方針等がある。

2 意見・情報の募集手続の状況

(1) 募集期間

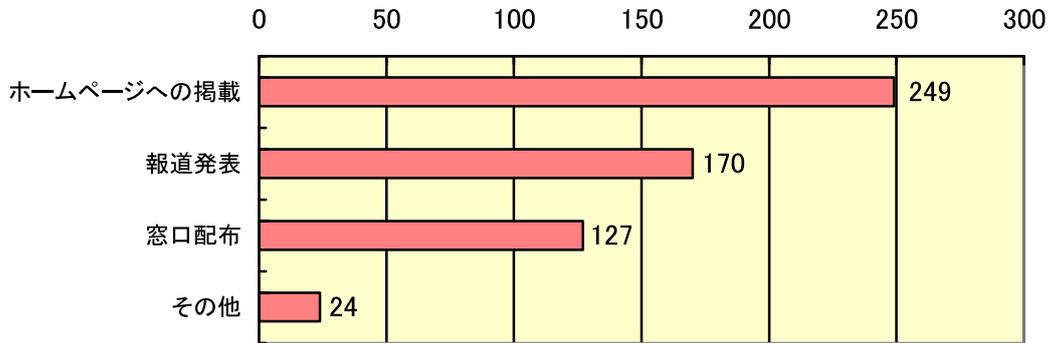
意見・情報の募集期間をみると、図 10 のとおり、「7日以上 14日未満」が 17 件（6.8%）、「14日以上 21日未満」が 55 件（22.1%）、「21日以上 28日未満」が 55 件（22.1%）、「28日以上 56日未満」が 113 件（45.4%）、「56日以上」が 9 件（3.6%）となっている。



(2) 案等の公表方法

意見・情報を募集する際の案等の公表方法をみると、図 11 のとおり、「ホームページへの掲載」が 249 件（100%）、「報道発表」が 170 件（68.3%）、「窓口配付」が 127 件（51.0%）等となっている（複数回答）。

<図11>案等の公表方法



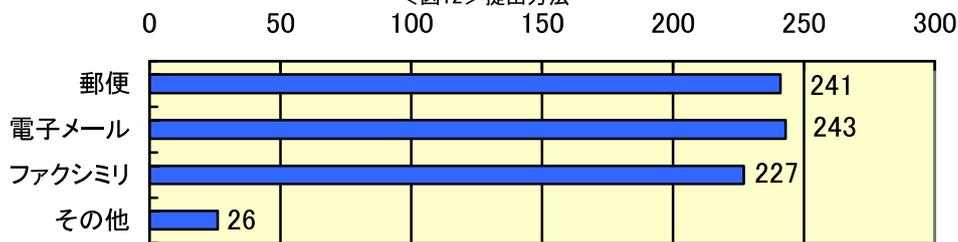
なお、意見・情報を募集する際に、特別に周知を実施したものは、49件（19.7%）となっている。

3 意見・情報の提出状況

(1) 提出方法

国民・事業者等からの意見・情報の提出方法をみると、図12のとおり、「郵便」が241件（96.8%）、「電子メール」が243件（97.6%）、「ファクシミリ」が227件（91.2%）等となっている（複数回答）。

<図12>提出方法

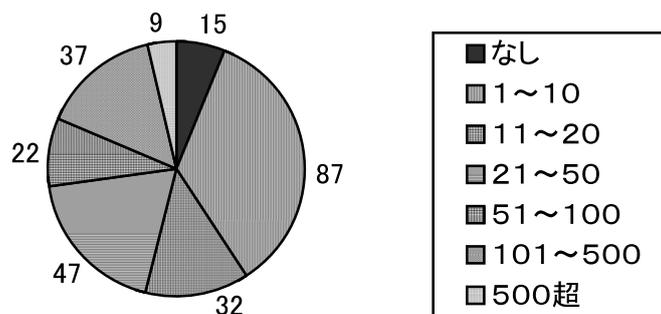


(2) 提出された意見・情報の件数

提出された意見・情報の件数をみると、図13のとおり、「なし」が15件（6.0%）、「1～10」が87件（34.9%）、「11～20」が32件（12.9%）、「21～50」が47件（18.9%）、「51～100」が22件（8.8%）、「101～500」が37件（14.9%）、「500超」が9件（3.6%）となっている。

意見・情報が提出された案件は、合計234件と全体の94.0%を占めている。

<図13>提出された意見・情報の件数（閣議決定対象外）



(3) 公聴会の実施

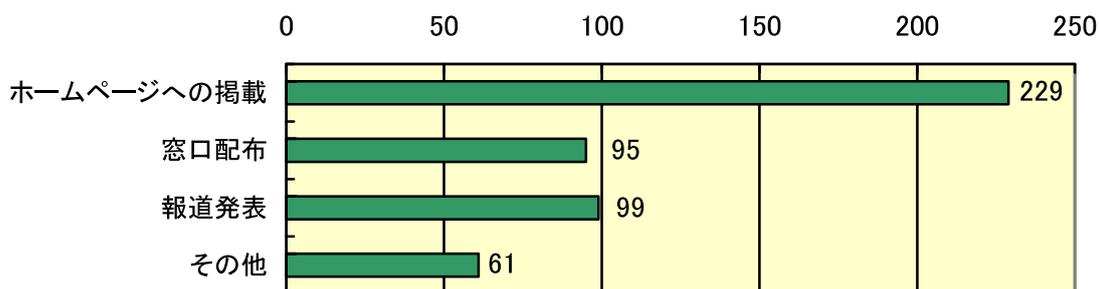
公聴会については、11件（4.4%）が実施している。

4 意見・情報の処理の状況

(1) 意見等募集結果の公表方法

提出された意見・情報及びそれに対する行政機関の考え方の公表方法をみると、図14のとおり「ホームページへの掲載」が229件（92.0%）、「窓口配布」が95件（38.2%）、「報道発表」が99件（39.8%）等となっている（複数回答）。

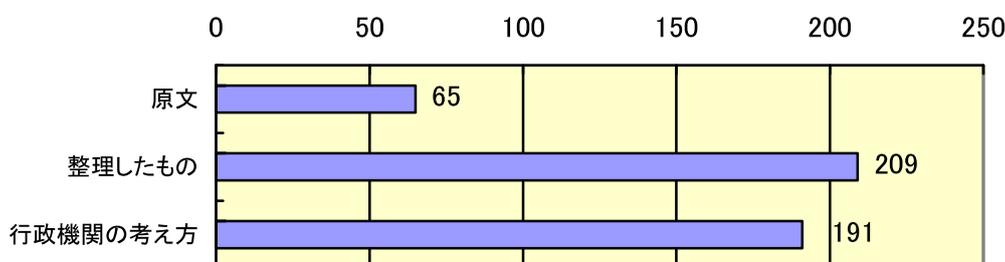
<図14> 手続結果の公表方法



(2) 意見等募集結果の公表内容

公表した内容をみると、図15のとおり、「提出された意見（原文）」が65件（26.1%）、「提出された意見を整理したもの」が209件（83.9%）、「行政機関の考え方」が191件（76.7%）となっている（複数回答）。

<図15> 手続結果の公表内容



(3) 修正事項の有無

意見・情報の提出を受けて案等を修正した事項の有無をみると、図16のとおり「修正事項あり」が91件であり、これは全体の36.5%を占めている（14年度比4.6ポイント減）。

<図16> 修正事項の有無

